

【EU】 欧州気候法の公布

海外立法情報課 濱野 恵

* 2021年7月、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする気候中立の目標、2030年までに同排出量を1990年比で55%以上削減する目標を法定化する欧州気候法が公布された。

1 背景・経緯

2019年12月、欧州委員会は、EUの新たな成長戦略である「欧州グリーンディール」(COM(2019) 640)を公表した。この中で、2050年までにEUの温室効果ガス排出量を実質ゼロにする気候中立 (climate-neutral) 目標を達成するため、これを法定化する「気候法」を提案し、また、2030年までの排出削減目標を、従前の1990年比40%減から少なくとも50%減に引き上げ、55%減を目指すための計画を提示すること等を掲げた¹。

2020年3月、欧州委員会は、欧州気候法案 (COM(2020) 80) を公表した。同法案は、2050年までにEU全体として気候中立を達成するという拘束力のある目標を規定した。また、欧州委員会が、2020年9月までに、2030年までの排出削減目標を1990年比50～55%減に引き上げる中間目標を設定した場合の影響評価を行い、必要に応じ同法案の内容を修正すると規定した。

同年9月、欧州委員会は、影響評価結果と共に、2030年気候目標計画 (COM(2020) 562) を公表し、2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比55%以上削減とする目標を掲げ、同日、この目標を欧州気候法案に追加する修正案を公表した (COM(2020) 563)。

同年10月に開催された欧州理事会 (EU加盟国の首脳級代表で構成) では、2030年目標に関する結論は持ち越されたが、同年12月の欧州理事会において、欧州委員会の提案どおり、1990年比55%減とすることが合意された。

欧州理事会の合意を踏まえ、欧州議会、EU理事会 (EU加盟国の閣僚級代表で構成) 及び欧州委員会は、欧州気候法案に関する非公式の協議を行い、2021年4月、2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比55%以上削減とすること等を含む修正内容に合意した。

同年6月、同案は、欧州議会及びEU理事会で正式に採択され、同年7月9日、「気候中立を達成するための枠組みを定め、規則 (EC) No 401/2009 及び (EU) 2018/1999 を改正する欧州議会及び理事会の規則 (EU) 2021/1119 (欧州気候法)」²として公布、同月29日に施行された。

2 欧州気候法の概要

欧州気候法は、全14か条で構成される。主な内容は次のとおりである。

(1) 削減目標

(i) 2050年の目標—気候中立の達成—

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ 欧州気候法の背景・経緯等については、次を参照。Gregor Erbach, “European Climate Law,” *Briefing*, 2021.6. European Parliamentary Research website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649385/EPRS_BRI\(2020\)649385_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649385/EPRS_BRI(2020)649385_EN.pdf)>

² Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 (“European Climate Law”), OJ L243, 2021.7.9, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/1119/oj>>

欧州気候法は、温室効果ガスの排出量を不可逆かつ段階的に削減し、2050年までにEU全体として気候中立を達成するという拘束力のある目標を定める。2050年以降、EUは、温室効果ガスの除去量が排出量を上回る状態（negative emissions）³を目指す（第1条、第2条）。

（ii）2030年の中間目標—1990年比55%以上削減—

2050年までの気候中立達成に向けた中間目標として、2030年までに温室効果ガスの純排出量（実際の排出量から森林等の吸収源による温室効果ガスの除去量を差し引いた後の排出量）を1990年比55%以上削減するという拘束力のある目標を定める。ただし、排出量の削減努力を確実にするため、純排出量に計上できる除去量の上限は、二酸化炭素換算で225メガトン（2億2500万トン）とする（第1条、第4条）。

（iii）2040年の中間目標

欧州委員会は、パリ協定⁴に定める初回のグローバル・ストックテイク⁵から6か月以内に、2040年までの中間目標を欧州気候法に追加する立法提案を作成しなければならない。同時に、欧州委員会は、2030年から2050年までの間に、パリ協定に基づきEUが宣言した削減目標⁶を損なうことなくEUが排出できると予想される温室効果ガス純排出量を、EU温室効果ガス予算（Union greenhouse gas budget）として公表しなければならない（第4条）。

（2）気候変動への適応

欧州委員会は、気候変動による悪影響（豪雨被害、熱波による健康被害、雇用への影響等）に対応し、適応するための施策に関するEU戦略を採択する。加盟国は、EU戦略等を考慮し、気候変動への適応に関する国内戦略を採択し、これを実施しなければならない（第5条）。

（3）進捗状況の査定

欧州委員会は、2023年9月30日までに、その後は5年ごとに、2050年までの気候中立達成に向けた加盟国全体としての進捗状況やEUの措置、加盟国の国内措置等を査定し、その結果を欧州議会及びEU理事会に報告しなければならない。欧州委員会は、加盟国の国内措置が気候中立目標との整合性を欠くと判断した場合には、当該加盟国に対して勧告を行うことができる。当該加盟国は、勧告の受領から6か月以内に、勧告への対処の方針を欧州委員会に通知し、勧告発出の翌年に、勧告にどのように対処したかを報告しなければならない（第6条、第7条）。

（4）諮問機関の設置

欧州気候法により、「気候変動に関する欧州科学諮問委員会（European Scientific Advisory Board on Climate Change）」が設置される⁷。同諮問委員会は、科学的専門知識を有する者15名で構成され、気候変動に関する科学的知見に基づき助言や報告、情報共有等を行う（第3条、第12条）。

³ European Parliament, “Report on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law),” 2020.9.22, p.77. <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2020-0162_EN.pdf>

⁴ 2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みを定める協定で、2015年にパリで採択された。同協定は、EUについては2016年11月、日本については同年12月（平成28年条約第16号）に効力を発生した。

⁵ パリ協定は、同協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体としての進捗の査定（グローバル・ストックテイク）を、初回は2023年に、その後は5年ごとに実施し、その結果を、締約国の取組の更新や強化のため、締約国に情報提供するとしている。

⁶ パリ協定は、全ての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を定め「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」として5年ごとに提出・更新しなければならないとしている。EUは、2015年3月、温室効果ガスを2030年までに1990年比で40%削減する目標を提出した。2020年12月にこれを更新し、2030年までに1990年比で55%削減に引き上げた。“Paris Agreement,” European Commission website <https://ec.europa.eu/clima/policies/international/negotiations/paris_en>

⁷ 欧州環境庁規則（Regulation (EC) No 401/2009）の改正による。欧州環境庁（European Environment Agency）は、環境に関する情報提供等を行うEUの専門機関。